

令和3年度第2四半期における専決処理（報告）

令和3年12月1日
原子力規制庁

原子力規制委員会への報告が必要となる専決事項に関する令和3年度第2四半期における専決処理案件は合計58件で、その概要は以下のとおり。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係（47件）**（1）原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係 5件（別表1～5）**

例：日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工施設保安規定の変更の認可（別表1）

（2）原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係 16件

（別表6～21）

例：東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所に係る実施計画（特定核燃料物質の防護）の変更の認可（別表7）

（3）原子炉施設等の型式の証明関係 2件（別表22～23）

例：トランスニュークリア株式会社の使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器の設計に係る型式証明（別表22）

（4）核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係 4件（別表24～27）

例：株式会社松風京都本社における核燃料物質の使用の許可（別表24）

（5）核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の認可関係 1件（別表28）

例：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所における核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可（別表28）

（6）核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の変更の認可関係 1件

（別表29）

例：ラジエ工業株式会社本社工場における核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可（別表29）

（7）国際規制物資に係る計量管理規定の変更の認可関係 13件

（別表30～42）

例：国立大学法人金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設における計量管理規定の変更の承認（別表30）

(8) 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係 5件 (別表 43~47)

例：原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更に係る実施計画の変更認可
(別表 43)

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係 (11件)

(9) 放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係 9件

(別表 48~56)

例：株式会社日立製作所ヘルスケア柏事業場における放射線発生装置の使用許可申請 (別表 48)

(10) 特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係 2件 (別表 57~58)

例：放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の分割に係る認可申請 (静岡県等) (別表 57)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
1	原子炉施設等に係る保安規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第22条第1項の規定による加工事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	加工施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和3年8月10日付け(令和3年9月13日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針に係る濃縮・埋設事業所加工施設(青森県六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、申請者が、現在定めている長期施設管理方針の適用期間が終了するため、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方」等を参考に再評価した技術評価書を踏まえて長期施設管理方針を定めていることを確認。 ○令和3年9月22日に認可。	核燃料施設審査部門
2		原子炉等規制法第37条第1項の規定による試験研究用等原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	試験研究用等原子炉施設保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所)	○令和3年3月31日付けで、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、高速炉臨界実験装置(FCA)施設(東海村)における、廃止措置の実施に伴う試験研究用等原子炉施設の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、高速炉臨界実験装置(FCA)施設の廃止措置を行う者の職務及び組織、廃止措置を行う者に対する保安教育等、運転段階から廃止措置段階への移行に伴い関連する条文が適切に規定されていること等を確認。 ○令和3年9月29日に認可。	研究炉等審査部門
3		原子炉等規制法第43条の3の24第1項の規定による発電用原子炉設置者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(九州電力株式会社川内原子力発電所)	○令和3年5月24日付けで、九州電力株式会社から、放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る川内原子力発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、放射性廃棄物でない廃棄物の判断の対象範囲、判断方法及び保安上の措置について保安規定に適切に記載していることを確認。 ○令和3年7月1日に認可。	実用炉審査部門
4			発電用原子炉施設保安規定の変更の認可について(関西電力株式会社大飯発電所)	○令和3年7月1日付けで、関西電力株式会社から、クリアランス制度を適用する上で必要な保安管理措置に係る大飯発電所の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行うことが定められていること等を確認。 ○令和3年9月16日に認可。	実用炉審査部門
5		原子炉等規制法第51条の18第1項の規定による廃棄事業者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	廃棄物埋設施設保安規定の変更の認可について(日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所)	○令和3年7月15日付け(令和3年8月27日付けで一部補正)で、日本原燃株式会社から、第二種廃棄物埋設事業変更許可を踏まえた濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(青森県六ヶ所村)の保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、第二種廃棄物埋設事業変更許可に基づく変更として、埋設する廃棄物の種類を追加すること及び埋設施設を増設することを踏まえ、廃棄物受入基準、廃棄の際の保安措置及び廃棄の条件等に関する事項が定められていることを確認。 ○令和3年9月7日に認可。	核燃料施設審査部門

6	原子炉施設等に係る核物質防護規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○令和3年4月5日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○申請概要:立入制限区域の境界線上の門扉の設置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
7		原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	(6と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年7月13日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
8		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	○令和3年4月27日付けで、中国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防護措置の強化を目的とした、新たな侵入監視装置等の設置に伴う、周辺防護区域境界の一部変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
9		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中国電力株式会社島根原子力発電所)	(8と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年8月18日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
10		原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	○令和3年4月15日付けで、日本原子力発電株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:防潮堤設置工事及び特定重大事故等対処施設設置準備工事に伴う、立入制限区域の一部変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

11	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(日本原子力発電株式会社東海第二発電所)	(10と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年8月24日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
12	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(関西電力株式会社高浜発電所)	○令和3年2月16日付け(令和3年3月3日付け、令和3年4月15日付けで補正)で、関西電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:EP盤のデジタル化等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
13	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(関西電力株式会社高浜発電所)	(12と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年8月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
14	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	○令和3年6月7日付けで、東北電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:建屋の扉の取替えと扉の取替え完了までの仮設障壁の設置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
15	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関すること。	核物質防護規定の変更認可について(東北電力株式会社女川原子力発電所)	(14と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年9月10日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門

16	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	○令和3年5月19日付けで、中部電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:正門警備所の防護設備及び正門警備所付近の立入制限区域境界の一部変更等 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
17	原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(中部電力株式会社浜岡原子力発電所)	(16と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年9月16日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
18	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可に関する意見聴取について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	○令和3年7月15日付けで、東京電力ホールディングス株式会社から、特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可申請あり。 ○申請概要:サイバーセキュリティグループの設置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門
19	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事。	特定原子力施設に係る実施計画(特定核燃料物質の防護)の変更認可について(東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所)	(18と同伴) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年9月22日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
20	原子炉等規制法第72条第1項の規定による国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見の聴取(重要な変更に関するもの及び防護措置の機能に影響を与えない軽微な変更の認可に関するものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可に関する意見聴取について(四国電力株式会社伊方発電所)	○平成28年1月14日付け(令和3年2月26日付け及び令和3年6月7日付けで補正)で、四国電力株式会社から、特定核燃料物質の防護措置に関する核物質防護規定の変更認可申請あり。 ○申請概要:3号機の特定重大事故等対処施設の設置に係る防護措置 ○認可を行うに当たり、国家公安委員会及び海上保安庁長官へ意見を聴取。	核セキュリティ部門

21		原子炉等規制法第43条の3の27第1項の規定による発電用原子炉設置者の核物質防護規定の変更の認可(重要なもの及び第72条第1項の規定により行った国家公安委員会又は海上保安庁長官の意見聴取にて意見があったものを除く。)に関する事。	核物質防護規定の変更認可について(四国電力株式会社伊方発電所)	(20と同件) ○審査の結果、審査基準の要件を満たすこと等を確認したことから、令和3年9月27日に認可。 ○国家公安委員会及び海上保安庁長官へ同規定を認可した旨を連絡。	核セキュリティ部門
22	原子炉施設等の型式の証明関係	原子炉等規制法第43条の26の2第1項の規定による型式証明(重要なものを除く。)に関する事。	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器の設計に係る型式証明について(トランスニュークリア株式会社)	○平成30年10月15日付け(令和3年6月24日付けで一部補正)で、トランスニュークリア株式会社(港区)から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等(金属キャスク)の設計の型式証明の申請あり。 ○審査の結果、金属キャスクの設計が、「使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」のうち、金属キャスクの技術上の基準に適合するものであることを確認。 ○令和3年7月6日に型式証明。	核燃料施設審査部門
23		原子炉等規制法第43条の26の3第1項の規定による型式の指定(重要なものを除く。)に関する事。	使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器の型式の指定について(日立GEニュークリア・エナジー株式会社)	○令和元年5月8日付け(令和3年6月24日付けで一部補正)で、日立GEニュークリア・エナジー株式会社(日立市)から、使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等(金属キャスク)の型式指定の申請あり。 ○審査の結果、金属キャスクの設計が型式証明を受けた設計に基づいたものであること、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」のうち金属キャスクの技術上の基準に適合しているものであること等を確認。 ○令和3年7月6日に型式指定。	核燃料施設審査部門
24	核燃料物質の使用の許可又は変更の許可関係	原子炉等規制法第52条第1項の規定による核燃料物質の使用の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用の許可について(株式会社松風京都本社)	○令和3年3月15日付け(令和3年7月14日付けで一部補正)で、株式会社松風から、株式会社松風京都本社(京都市)における、管理下でない核燃料物質の発見に伴う使用許可申請あり。 ○審査の結果、貯蔵施設における閉じ込め機能、遮蔽能力等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年8月18日に許可。	研究炉等審査部門
25		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものうち重要なものを除く。)に関する事。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(京都大学工学部放射実験室)	○令和3年3月15日付け(令和3年7月6日付けで一部補正)で、国立大学法人京都大学から、京都大学工学部放射実験室(宇治市)における、遮蔽能力に係る線量評価方法の変更等に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、変更後においても遮蔽能力の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年8月5日に承認。	研究炉等審査部門

26		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の許可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター)	○令和3年1月15日付け(令和3年8月3日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、人形峠環境技術センター(鏡野町)における、使用設備の追加等に係る使用変更許可申請あり。 ○審査の結果、閉じ込め機能、遮蔽能力、貯蔵施設等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年9月17日に許可。	研究炉等審査部門
27		原子炉等規制法第55条第1項の規定による核燃料物質の使用の変更の許可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るもののうち重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る使用の変更の承認について(金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設)	○令和3年7月21日付けで、国立大学法人金沢大学から、金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設(金沢市)における、管理区域境界及び周辺監視区域境界の変更に係る使用変更承認申請あり。 ○審査の結果、遮蔽能力、立入りの防止等の設計が基準に適合していること等を確認。 ○令和3年9月17日に承認。	研究炉等審査部門
28	核燃料物質の使用に係る保安規定の変更の許可関係	原子炉等規制法第57条第1項の規定による使用者の保安規定の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所)	○令和3年6月9日付け(令和3年8月3日付けで一部補正)で、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核燃料サイクル工学研究所(東海村)における、使用設備の追加等に伴う使用変更許可の内容の反映に係る保安規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、使用変更許可の内容が適切に反映されていること等を確認。 ○令和3年9月2日に認可。	研究炉等審査部門
29	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第57条の5第2項の規定による使用者の廃止措置計画の認可(第57条第1項の規定により保安規定を定めなければならない者に係るものを除く。)に関すること。	核燃料物質の使用に係る廃止措置計画の認可について(ラジエ工業株式会社本社工場)	○令和3年2月25日付け(令和3年7月16日付けで一部補正)で、ラジエ工業株式会社から、本社工場(高崎市)における、廃止措置計画の認可申請あり。 ○審査の結果、解体の対象となる施設及びその解体の方法、核燃料物質の譲渡し及び汚染の除去の方法等が核燃料物質等による災害の防止上支障のないこと等を確認。 ○令和3年8月18日に認可。	研究炉等審査部門
30	国際規制物質に係る計量管理規定の変更の認可関係	原子炉等規制法第61条の8第1項の規定による国際規制物資使用者以外に係る計量管理規定の認可及び変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。	計量管理規定の変更承認について(国立大学法人金沢大学疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設)	○令和3年4月27日付け(令和3年6月16日付け一部補正)で、国立大学法人金沢大学から、事業所名称の変更等に伴う疾患モデル総合研究センターアイソトープ理工系研究施設(金沢市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年7月6日に承認。	保障措置室

31		計量管理規定の変更認可について(日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区)	<p>○令和3年5月25日付けで、日本製鉄株式会社から、組織の名称改正に伴う九州製鉄所八幡地区(北九州市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、組織の名称改正に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年7月6日に認可。</p>	保障措置室
32		計量管理規定の変更認可について(三菱電機株式会社神戸製作所)	<p>○令和3年6月24日付けで、三菱電機株式会社から、事業所名称の変更等に伴う神戸製作所(神戸市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年7月13日に認可。</p>	保障措置室
33		計量管理規定の変更認可について(ENEOS株式会社堺製油所)	<p>○令和3年6月28日付けで、ENEOS株式会社から、事業所名称の変更等に伴う堺製油所(堺市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年7月20日に認可。</p>	保障措置室
34		計量管理規定の変更認可について(学校法人立教学院立教大学原子力研究所)	<p>○令和2年3月9日付け(令和3年2月19日及び6月25日付け一部補正)で、学校法人立教学院から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う立教大学原子力研究所(横須賀市)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年7月27日に認可。</p>	保障措置室
35		計量管理規定の変更認可について(東芝マテリアル株式会社)	<p>○令和3年7月20日付けで、東芝マテリアル株式会社(横浜市)から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年8月18日に認可。</p>	保障措置室

36	計量管理規定の変更認可について(東芝ライテック株式会社)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年7月21日付けで、東芝ライテック株式会社(横須賀市)から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年8月18日に認可。 	保障措置室
37	計量管理規定の変更認可について(富士フイルム株式会社材料生産本部神奈川事業場)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年7月28日付けで、富士フイルム株式会社から、事業所名称の変更等に伴う材料生産本部神奈川事業場(小田原市)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年8月18日に認可。 	保障措置室
38	計量管理規定の変更承認について(国立大学法人長崎大学水産学部)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年8月3日付けで、国立大学法人長崎大学から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う水産学部(長崎市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年8月30日に承認。 	保障措置室
39	計量管理規定の変更認可について(学校法人東京農業大学世田谷キャンパス)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年8月5日付けで、学校法人東京農業大学から、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う世田谷キャンパス(世田谷区)の計量管理規定の変更認可申請あり。 ○審査の結果、計量管理責任者の役職名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年8月30日に認可。 	保障措置室
40	計量管理規定の変更承認について(国立大学法人名古屋工業大学RI実験室)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年8月31日付けで、国立大学法人名古屋工業大学から、事業所名称の変更等に伴うRI実験室(名古屋市)の計量管理規定の変更承認申請あり。 ○審査の結果、事業所名称の変更等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。 ○令和3年9月13日に承認。 	保障措置室

41			計量管理規定の認可について(株式会社松風京都本社)	<p>○令和3年8月31日付けで、株式会社松風から、管理されていない核燃料物質の発見に伴う京都本社(京都市)の計量管理規定の認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、国際規制物資の計量管理に係る手続き等が規定されており、適正な計量及び管理を確保するために十分であることを確認。</p> <p>○令和3年9月13日に認可。</p>	保障措置室
42			計量管理規定の変更認可について(学校法人立教学院立教大学理学部)	<p>○令和3年9月2日付けで、学校法人立教学院から、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う立教大学理学部(豊島区)の計量管理規定の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、主要測定点(KMP)の新規設定等に伴う計量管理規定の記載事項の変更が適切に行われていることを確認。</p> <p>○令和3年9月13日に認可。</p>	保障措置室
43	東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設に係る実施計画の変更の認可関係	原子炉等規制法第64条の3第2項の規定による実施計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関する事	特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和2年3月30日付け(令和2年12月2日付け、令和3年3月10日付け及び令和3年6月16日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から、原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、福島第一原子力発電所の廃炉作業を優先的に履行することを示す内容となっていること、社長のリーダーシップのもと東京電力ホールディングス株式会社として全社的に廃炉作業を進めることを示す内容となっていること、並びに廃炉を安全かつ着実に進める上で実効性のある内容となっていることを確認。</p> <p>○令和3年7月7日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
44			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年2月1日付け(令和3年7月14日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から3号機原子炉格納容器内取水設備の設置に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、設備に応じた漏えい防止・汚染拡大防止のための措置等が講じられること、移送先の設備の運用や性能への影響に配慮していること、干渉物の撤去等の際に発生する瓦礫類の想定発生量に対して十分な保管容量が確保されていること、瓦礫類について適切に保管・管理する方針であること、作業員の被ばく線量を可能な限り低減する措置が講じられること、取水設備の設計、材料の選定、製作及び検査が国内の原子力施設等で一般的に使用され、適切と認められる規格、基準等によるものであることを確認。</p> <p>○令和3年7月27日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
45			特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年3月12日付け(令和3年8月6日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から1号機及び2号機非常用ガス処理系配管の一部撤去に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、本撤去作業において、水素爆発を予防する措置がとられていること、放射性固体廃棄物の保管容量の確保及び適切な管理が行われていること、ダスト飛散を抑制する対策とともに適切な監視措置がとられていること、本撤去作業の影響を評価した結果、敷地境界における実効線量が1mSv/年未満となっていること、並びに作業員の被ばく線量を可能な限り低減する措置が講じられていることを確認。</p> <p>○令和3年8月26日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

46		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年7月19日付け(令和3年8月18日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社からALPS処理水の海洋放出に係る組織変更に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、ALPS処理水の海洋放出を着実に履行するために必要な体制の整備が適切に行われ、発電所組織全体の職務の遂行に支障がないことを確認。</p> <p>○令和3年8月27日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
47		特定原子力施設に係る実施計画の変更認可について	<p>○令和3年4月1日付け(令和3年4月28日付け、令和3年7月27日付け、令和3年9月7日付け及び令和3年9月13日付けで一部補正)で、東京電力ホールディングス株式会社から原子炉注水系に係る運転上の制限の見直し等に伴う変更に係る実施計画の変更認可申請あり。</p> <p>○審査の結果、原子炉注水停止試験の際に未臨界は維持されていたこと、一時保管エリアの用途変更後も保管容量に十分な余裕があること、一時保管エリアを車両駐車場に変更するにあたりアスファルト舗装を実施し、大きく空間線量率が低下していること、組織変更に併せて人員・業務の異動も同時に行うため保安の業務等には影響しないことを確認。</p> <p>○令和3年9月22日に認可。</p>	東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

2. 放射性同位元素等の規制に関する法律関係

整理番号	分類	専決事項	件名	概要	担当課等
48	放射性同位元素等の使用の許可又は変更の許可関係	放射性同位元素等規制法第3条第1項の規定による放射性同位元素及び放射線発生装置の施設検査を要する使用の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の使用許可申請について (株式会社日立製作所ヘルスケア柏事業場)	○令和3年4月19日付け(令和3年6月25日及び7月5日付け一部補正)で、株式会社日立製作所からヘルスケア柏事業場(柏市)において、放射線治療装置開発のため、放射線発生装置(直線加速器2台)の使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年7月8日に許可。	放射線規制部門
49			放射線発生装置の使用許可申請について (東郷メディキット株式会社メディキット日向第三工場)	○令和3年3月10日付けで、東郷メディキット株式会社からメディキット日向第三工場(日向市)において医療機器の滅菌のため、放射線発生装置(コッククロフト・ワルトン型加速装置)1台及び装置を使用する施設を新設する使用許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年9月22日に許可。	放射線規制部門
50		放射性同位元素等規制法第10条第2項の規定による施設検査を要する変更の許可(重要なものを除く。)に関する事。	放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について (大阪市立大学医学部附属病院)	○令和3年3月22日付けで、公立大学法人大阪から、大阪市立大学医学部附属病院(大阪市)において、放射線発生装置(直線加速器1台)の追加及びそれに伴う使用施設の増設により、放射線発生装置を計4台とする等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年7月5日に許可。	放射線規制部門
51		放射性同位元素の承認使用に係る変更承認申請について (東北大学医学部)	○令和3年4月14日付けで、国立大学法人東北大学から、東北大学医学部(仙台市)における密封されていない放射性同位元素の使用等に関し、研究の進展、施設の改修のため、使用核種の追加及び減少、施設の一部廃止及び建物改修等に係る変更承認申請があった。 ○審査の結果、密封されていない放射性同位元素の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年7月5日に承認。	放射線規制部門	
52		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更承認申請について (東北大学病院)	○令和3年3月26日付けで、国立大学法人東北大学から、東北大学病院(仙台市)において、使用施設を増設して、放射線発生装置(直線加速器1台)を追加し、放射線発生装置を5台とする等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年7月20日に承認。	放射線規制部門	

53		放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(尾鷲総合病院)	○令和3年5月31日付けで、尾鷲市から尾鷲総合病院(尾鷲市)において、放射線発生装置の1台を更新するとともに性能を変更し、それに伴い遮蔽扉の変更及び遮蔽棚を追加する等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用に当たって、使用施設等の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年7月27日に許可。	放射線規制部門
54		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(済生会宇都宮病院)	○令和3年6月4日付けで、社会福祉法人恩賜財団済生会から、済生会宇都宮病院(宇都宮市)において、使用施設を増設して、放射線発生装置(直線加速器1台)を追加し、放射線発生装置を2台とする等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年8月5日に許可。	放射線規制部門
55		放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用に係る変更許可申請について(大牟田市立病院)	○令和3年5月28日付けで、地方独立行政法人大牟田市立病院から、同病院(大牟田市)において、放射線発生装置(直線加速器1台)の更新及びそれに伴う遮蔽体の追加等の変更許可申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年9月7日に許可。	放射線規制部門
56		放射性同位元素及び放射線発生装置の承認使用に係る変更承認申請について(高エネルギー加速器研究機構)	○令和3年3月19日付けで、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構から、同機構(つくば市)において、放射線発生装置(直線加速器1台)を増設し19台とすること及びそれに伴う遮蔽壁の増設等の変更承認申請があった。 ○審査の結果、放射線発生装置等の使用にあたって、使用施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること等を確認。 ○令和3年9月13日に承認。	放射線規制部門
57	特定許可使用者に係る合併又は分割の認可関係	放射性同位元素等規制法第26条の2第1項の規定による特定許可使用者に係る合併又は分割の認可(重要なものを除く。)に関すること。	放射線発生装置の許可使用者である法人の合併に係る認可申請について(徳洲会) ○令和3年8月27日付けで、医療法人徳洲会から、医療法人沖縄徳洲会の吸収合併により地位を承継するための認可申請があった。 対象となる病院 ・静岡徳洲会病院(静岡市) ・湘南厚木病院(厚木市) ・湘南鎌倉総合病院(鎌倉市) ・鎌ヶ谷総合病院(鎌ヶ谷市) ・南部徳洲会病院(島尻群) ・千葉徳洲会病院(船橋市) ・吹田徳洲会病院(吹田市) ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。 ○令和3年9月13日に認可。	放射線規制部門

放射性同位元素及び放射線発生装置の許可使用者である法人の分割に係る認可申請について(三菱パワー株式会社)	○令和3年9月6日付けで、三菱パワー株式会社から、三菱重工業株式会社への吸収分割により地位を承継するための認可申請があった。 対象となる工場 ・呉工場 第一工場(呉市) ・呉工場 第二工場(呉市) ○審査の結果、許可使用者の地位が適切に承継されること等を確認。 ○令和3年9月22日に認可。	放射線規制部門
--	--	---------